

小児慢性特定疾病の医療受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

2025年3月以降、愛知県が発行する医療受給者証には「個別の指定医療機関の名称」ではなく「児童福祉法に基づき指定された全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」と記載します。

「児童福祉法に基づき指定された全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」であれば、新たに利用する指定医療機関（※）として事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります。

（※）医療機関が「児童福祉法に基づく指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都道府県・指定都市のHPにおいてご確認ください。

これまでの表記

医療 受給者証	病院・診療所	A病院	所在地	〇区××2-1
	薬局	B薬局	所在地	〇区△△1-1
	薬局	C薬局	所在地	〇区□□3-1

駅前に新しくできた薬局を利用したいけど、手続きが必要…



これからの表記

医療 受給者証	「児童福祉法に基づき指定された全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」
------------	-----------------------------------

「児童福祉法に基づき指定された全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」だから、手続きしないで利用できる！



《現在お持ちの医療受給者証について》

「個別の指定医療機関の名称」が記載されている受給者証も、特段の手続きを行うことなく、「各都道府県・指定都市等が指定する指定医療機関」で利用可能ですので、次回更新時までそのままご使用ください。